

## 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく 滋賀県全域基本計画(案)

### 1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

#### (1) 促進区域

設定する区域は、滋賀県内の次の 19 市町の行政区域とする。

【大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町】

概ねの面積は、40 万 1,700 ヘクタール程度(令和 4 年 10 月 1 日現在)である。

【地図】



本区域は、琵琶湖国定公園、鈴鹿国定公園の一部区域を含み、また、三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園、湖東県立自然公園の区域全部、生物多様性の観点から重要性の高い湿地を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に記載のとおり、環境保全上の配慮を行う。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域および自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

#### (2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

##### ① 地理的条件

滋賀県は、県土の中央に我が国最大の湖である琵琶湖を有し、周囲を 1,000m 級の山々に囲まれた自然環境に恵まれた地である。山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州を作りながら琵琶湖に注いでおり、地下水等の水資源も豊富であり、また、盆地のため、県全域が山間等により分断されていない地域である。

近畿、中部、北陸の 3 つの経済圏の結節点という恵まれた位置にあり、東海道新幹線をはじめ

め、中央自動車道西宮線、近畿自動車道名古屋神戸線、北陸自動車道等の高速道路が整備され、県内には18のインターチェンジが設置されている。更には4か所でインターチェンジの設置に向け事業が進められている。このため、京都、大阪、名古屋はもとより、関西国際空港や中部国際空港、大阪港や神戸港、名古屋港、敦賀港へいずれも2時間以内でアクセスできる環境にある等、地理的優位性があり、交通利便性の高い地である。

## ②産業構造

本県の産業構造をみると、県内総生産に占める製造業の割合は、44.4%（出典：令和2年度県民経済計算）となっており、全国平均の20.9%を上回り、全国1位である。一方、第三次産業の割合は48.9%であり、全国値の72.2%と比較すると低くなっている。

特徴である製造業を見ると、県内には、恵まれた地理的条件や広域交通基盤の整備等を背景に、高度な先端技術を有し、グローバル市場で活躍する様々な分野の大企業の事業所や研究所が多数立地しており、これらの大手メーカーからの受注を通して、技術力を高め、ノウハウを蓄積することにより、事業展開の幅を広げ、独自技術や国内外で高いシェアを誇る製品を有する中小企業も数多く存在している。

こうしたことを背景として、本県における一製造事業所あたりの純付加価値額は2億6,578万円、事業従業者1人あたりの純付加価値額は718万円（出典：令和3年経済センサス活動調査）となっている。

さらに、本県には、地域の歴史、風土等地域資源を反映した地場産業として、浜縮緬、彦根バルブ、彦根仏壇、彦根ファンデーション、湖東麻織物、甲賀・日野製薬、信楽陶器、高島綿織物、高島扇骨の9つの地場産業の産地が形成されており、平成28年3月に制定された「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」等を受け、需要拡大のため、新商品の開発に対する支援、情報の提供、新たな販路の開拓の促進等の取組を進めている。

観光については、観光振興の中核的組織として県域のDMOである公益社団法人びわこビジャーズビューローの体制強化を図り、市町、観光関連団体、観光事業者等と連携し、日本遺産やビワイチ（びわ湖一周サイクリング）をはじめとした体験型観光や近江牛や湖魚など地域を感じる食などの琵琶湖を中心とする豊かな自然や歴史・文化の中で育まれた多彩なコンテンツを活用し、滋賀ならではの旅づくりに取り組んでいる。

令和4年の延観光入込客数は、45,470,810人（出典：令和4年滋賀県観光入込客統計調査）と、新型コロナ感染症流行前の令和元年の54,036,100人と比較すると、8割程度の回復にとどまっている。

## ③教育機関や研究機関の存在

県内には、計14の大学・短期大学（滋賀大学、滋賀医科大学、滋賀県立大学、龍谷大学、立命館大学、成安造形大学、聖泉大学、長浜バイオ大学、びわこ成蹊スポーツ大学、びわこ学院大学・短期大学部、びわこリハビリテーション専門職大学、滋賀文教短期大学、滋賀短期大学、放送大学滋賀学習センター）が琵琶湖を取り囲むように立地しており、理工系をはじめ、バイオ、環境科学、医療、スポーツ、デザイン等、多彩な学部を有している。県内の全大学と自治体、経済団体が会員として参加する環びわ湖大学・地域コンソーシアムやびわ湖東北部地域連携協議会といったプラットフォームが形成されており、産官学が相互に連携・協働し、地域社会の発展に貢献している。

このほか、県内には、滋賀県工業技術総合センター（滋賀県東北部工業技術センター）をはじ

め、滋賀県薬業技術振興センター、滋賀県琵琶湖環境科学研究所、滋賀県農業技術振興センターなどの公設試験研究機関も数多く存在し、こうした大学や公設試験研究機関と連携したインキュベーション施設をはじめ、創業や研究開発・事業化をハードおよびソフトの両面から支援する施設も多く設置されている。

#### ④インフラの整備状況

##### (交通インフラ)

道路網では、京阪神地域と中部地域を結ぶ中央自動車道西宮線が、県東部から県南部にかけて整備されているほか、北陸自動車道が本県北部と北陸地域を結んでいる。また、県南部には、近畿自動車道名古屋神戸線が整備されている。

令和6年度には大津JCT～城陽JCT・IC、令和9年度には八幡京田辺JCT・IC～高槻JCT・ICが開通を予定されており、京阪神、中部へのアクセスの利便性は一層高まると見込まれる。

鉄道網では、東海旅客鉄道株式会社が運行する東海道新幹線 米原駅が設置されており、西日本旅客鉄道株式会社が運行する東海道本線や北陸本線、湖西線、草津線のほか、京阪電気鉄道株式会社が運行する京津線、近江鉄道株式会社が運行する本線、多賀線、八日市線、信楽高原鐵道株式会社が運行する信楽線が整備され、琵琶湖を中心として県内一円に鉄道路線網が整備されている。

##### (工業用水)

本県には、工業用水として、滋賀県企業庁において、南部工業用水道事業(給水区域:草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、竜王町)および彦根工業用水道事業(給水区域:彦根市、多賀町)を経営し、企業の活動を支えている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

### (1)目指すべき地域の将来像の概略

本県の産業構造をみると、県内総生産に占める製造業の割合は、44.4%(出典:令和2年度県民経済計算)となっており、全国平均の20.9%を上回り、強みかつ特徴と言える分野である。製造業は部品製造から組み立て、完成までに国内外問わず様々な地域との取引が行われており、高い付加価値を有する製品等を生産することで域外との取引が活発化し、地域に高い経済効果を及ぼすことが期待できる。

そのため、加工組立型業種や部材・素材関連業種および食品製造業などの成長ものづくり産業、医療・ヘルスケア産業、環境・エネルギー産業の集積や情報人材を活かして、高い付加価値額を創出する製品やサービス、ビジネスモデルの創出を促進していく。

また、地域外から原材料や部品等を仕入れ、生産した製品を出荷するため、欠かせない物流業は転換期を迎えており、先進的技術の導入などによる経済性の向上が期待できる。

観光業は大きな打撃を受けたものの、コロナ禍前の延べ観光入込客数が平成24年の4,419万人から令和元年の5,404万人に、外国人延べ観光入込客数は平成24年の14.1万人から令和元年の67.0万人と大きく数を伸ばしていたことから、コロナ禍を経て変化した観光

トレンドが、琵琶湖を中心とする自然や地域に根ざした歴史、文化を体験いただく観光「シガリズム」にマッチし、更なる観光客数の増加が期待できる。

滋賀県では、経済活動が活性化する中、様々な産業の立地を促していく「滋賀県産業誘致戦略」の策定を予定しており、成長が期待できる重点分野を含む前述の産業分野を伸ばしていくことで、人・モノ・資金が循環し、さらに、新たな需要が開拓され、質の高い雇用が生み出される好循環の形成を目指す。

## (2) 経済的効果の目標

### 【経済的効果の目標】

	現状 (R5.8 末時点)	計画終了後	増加率
付加価値創出額	4,088百万円	7,796百万円	90.7%

#### (説明)

計画期間において、1件あたり6,000万円の付加価値額(滋賀県の一事業所あたり付加価値額/令和3年経済センサス活動調査)を創出する地域経済牽引事業を50件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.236倍(出典:平成27年滋賀県産業連関表 全産業平均波及効果倍率)の波及効果を与え、付加価値創出額が現状から3,708百万円増加することを目標とする。

### 【任意記載のKPI】

	現状 (R5.8 末時点)	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業 の新規事業件数	69件	119件	72.4%

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

### (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が6,000万円(滋賀県の一事業所あたり平均付加価値額(令和3年経済センサス活動調査))を上回ること。

### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内

において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度比で5%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること。
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること。

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

##### (1)重点促進区域

重点促進区域は以下の区域とする。

###### 【重点促進区域1】

近江八幡市多賀町の一部(黒橋川水路界西)、北之庄町の一部(八幡川水路界南東)

<地図>



(概況および公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約45ヘクタールであり、重点促進区域の約半面が市街化調整区域にあり、その中に農用地区域が多く含まれている。

本区域は、市域の中部に位置し、南北方向に国道8号へ直結する主要地方道大津守山近江八幡線が整備されていることから中央自動車道西宮線竜王インターチェンジ等へのアクセスも容易である。また、琵琶湖最大の内湖である西の湖に近接しており、水質のモニタリングや分析、コンサルティング等の技術を有する企業が存在する区域であり、ヨシ等の環境資源が近接し、今後、環境資源の活用に関連する企業や研究機関等の集積が望めるなどの水環境ビジネスの集約拠点の効果が期待される。このような交通アクセスの良さと水環境資源を有する地域特性を生かすためには、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区の多くは農用地区域であることから、「9. 地域経済牽引事業の促進を図るために土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

また、本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

(関連計画における記載等)

平成25年3月に近江八幡市が策定した第1次国土利用計画では、市域は「北部地域」「中部地域」「南部地域」「東部地域」と4つの地域に区分されているが、現在企業が立地する地域およびその周辺の多賀町および北之庄町は中部地域と位置づけられている。当該地域の農用地についての方向性として「農用地については、ほ場整備が進められてきた。今後も、優良農用地の保全・活用を図っていく。ただし、都市的機能の拡充が必要な場合の土地利用調整については、生産者の意向や周辺環境との調和、景観に配慮しつつ、都市計画等の見直しも視野に入れ、他の産業用地に転換することも検討する。」と記載されている。

また、近江八幡市第1次総合計画において、土地の利用にあたっては、「自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の持続可能な発展を図っていく。」と記載されている。

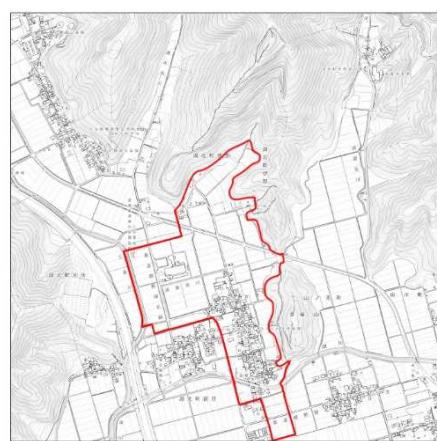
近江八幡農業振興地域整備計画書には、「安土地域との幹線道路が走り、中心市街地に隣接する中部および近江鉄道や蛇砂川により区画形状に制限を受ける南部の農地については、非農業的土地利用との整合を図りつつ、老朽化した施設の更新整備とあわせて、優良農地の保全に努めていく。」「農業従事者のうち、他産業就業者の約9割が恒常的勤務・自営兼業と安定した就業状態にある。一方、日雇い、臨時雇用も比較的多く、今後、日雇い、臨時雇用者の安定的な就業の場を確保していく。」と記載されている。

本区域は重要文化的景観「近江八幡の水郷」の選定区域に隣接しており、近江八幡市により、当該重要文化的景観については、その保存に係る「文化的景観保存計画」および「景観農業振興地域整備計画」が策定されている。

【重点促進区域2】

長浜市湖北町伊部(地域森林計画区域を除く)

<地図>



#### (概況および公共施設等の整備状況)

本区域は、非線引き都市計画区域内にあり、面積約 50 ヘクタール、高機能フィルムや印刷、鉄鋼、製紙、自動車、住宅、機械装置など、あらゆる分野で需要があるゴム製品製造業や金属加工業の工場などが立地している。

また、長浜市の中部、主要幹線道路である国道 365 号沿いに位置し、平成 29 年 3 月に開通した北陸自動車道・小谷城スマートインターチェンジから約 1.2km と交通アクセスがよく、今後、企業の集積が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

本区域では、長浜市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例(平成 28 年 9 月 30 日条例第 35 号)に基づく「地域産業誘導地区(産業用地)」を除いた部分の多くが農用地区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

#### (関連計画における記載等)

長浜市国土利用計画において、本区域は「田園共生地域」の「都市交流ゾーン」として位置づけられており、南北に通過する広域連携軸(北陸自動車道、国道 8 号、国道 365 号、JR 北陸線 )を中心として、産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図るとされている。

また、長浜市都市計画マスタープランにおいて、本区域は「田園居住ゾーン」および「森林ゾーン」に位置づけられている。「田園居住ゾーン」では、「都市計画区域の変更に伴う土地利用規制の急激な緩和に対応し、農地および集落地を無秩序な開発から守り、地域の実情に応じた適切な土地利用を誘導するため、特定用途制限地域を指定することとします。また、周辺に大きな影響を及ぼす開発については、事業者に対して良好な住環境を守るための方策を講じるよう、指導に努めます。」と記載されている。

さらに、長浜農業振興地域整備計画書において、農業従事者の安定的な就業の促進の目標として、農業従事者の安定的な就業機会のさらなる拡充のため、新たな産業振興策を実施または検討するとされている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、就業先の確保を図りつつ、関係部局等と計画的な土地利用を進める。

#### 【重点促進区域3】

竜王町大字山之上の一部

<地図>



(概況および公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約 9.2 ヘクタールであり、重点促進区域の全面が市街化調整区域にあり、本区域の北東部に農用地区域が 1.9 ヘクタール含まれている。

本区域は、竜王町の南部に位置し、国道 477 号から中央自動車道西宮線竜王インターチェンジまで約 5km、車で 10 分の好立地である。

また、本区域内にある道の駅アグリパーク竜王は、平成 27 年度に国土交通省から産業振興、地域福祉、地方移住促進、交流・連携の取り組みから「重点道の駅」に選定され、その具現化に向けて整備を進めている。

今後、更なる「観光交流」推進の体制づくりを通じて、人・モノ・資金・情報の活発な交流が期待されることから、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域が含まれているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

ただし、市街化調整区域については、都市計画法の枠組みを活用して開発を行う予定であり、本制度による土地利用調整は行わない。

(関連計画における記載等)

令和 3 年 3 月に竜王町が策定した第六次竜王町総合計画において、本区域は「まちづくりの“拠点”」の「観光・交流拠点」のひとつとして位置づけられている。

また、令和 4 年 3 月に竜王町が策定した第七次竜王町国土利用計画において、本区域は「道の駅アグリパークや周辺地域における機能の拡充により、地域産業の活性化を促し、農業の魅力向上と観光との連携を推進します。」と記載されている。

さらに、令和 4 年 3 月に変更した竜王町都市計画マスタープランにおいて、「将来都市構造の基本方針」として本区域は、「民間活力の導入により既存の観光・交流機能を拡充し、滞在時間の延長、地域産業との連携促進による地域経済の活性化を図ります。」と記載されている。

あわせて、本区域を含む山之上農林公園については、竜王農業振興地域整備計画書におい

て、基盤整備と併行して高生産性農業用機械・施設、農畜産物処理加工施設、直売所(産地形成促進施設)等の近代化施設の整備を図ってきた。今後、より一層都市と農村の交流の場として、より付加価値の高い「山之上農林公園」を目指していく。」と記載されている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、関係部局等と調整を図りながら計画的な土地利用を進める。

## (2) 設定の理由

### 【重点促進区域1】

本区域は、琵琶湖最大の内湖である西の湖に近接していることから、住民の環境問題への意識が高く、豊かな地域資源の有効保全を望む声が多く集まる地域でもある。また本区域周辺では琵琶湖の豊富な水資源を生かし、地域の生産者が栽培した新鮮な農作物を販売する直売所が設置され、安全で安心な自然の恵みを求める消費者ニーズに応えている。

引き続き滋賀県の水資源を生かした農作物やそれらを活用した食品の提供のため、また農作物や水質などの地域資源等の安全性を客観的に評価するため高度な知見や技術を活用した分析・測定の手法を用いることで、安全志向の高い消費者や環境保全を望む住民ニーズに応えることができる。また、本区域には既に水質のモニタリングや分析、コンサルティング等の技術を有する企業が立地し、水環境ビジネスの拠点整備が期待できる。これらのことから本区域では、今後琵琶湖の水資源などと共生ができる地域経済牽引事業者の集積が求められる。

当該地域の位置は、南北方向に国道8号へ直結する主要地方道大津守山近江八幡線が整備されていることから中央自動車道西宮線竜王インターチェンジ等へのアクセスが容易であり、近隣都市圏の大阪までは約1時間30分、名古屋までは約1時間40分の所要時間で移動可能であるため交通ネットワークの優位性がある。さらには関連計画にも記載があるように、農業従事者の安定した就業の場の確保に繋がるなど、市域全域に活力あるまちづくりに繋がる好循環をもたらすことが見込まれる。

また、地先の安全度マップでの当地区の位置づけは、最大浸水深度の10年確率では最大浸水深 0.5m未満、100 年確率では最大浸水深 1.0m未満となっていることから水災害に強い土地であるといえる。

近江八幡市内には、企業が立地可能な工業団地や遊休地等の未利用地、農村産業法に基づき造成された用地等、企業ニーズを満たす一団の土地が存在しない(平成30年度工場適地調査)ことから、新たに地域経済牽引事業を実施するためには当該地域で農用地区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

以上により当該地域を重点促進区域に設定する。

### 【重点促進区域2】

本区域には地域産業誘導地区が設定されており、地域雇用の受け皿として、昭和 46 年にゴム製品製造業の企業が立地し、グローバル企業として現在まで約 48 年間操業を続けている。

平成 29 年に経済産業省の「地域未来牽引企業」に選ばれた当該企業が提供する当該分野の製品はあらゆる分野において需要があり、また、技術開発による新たな付加価値製品の市場提供が望まれている分野もある。そのため、本区域は、金属加工等高度技術・新素材処理加工技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域である。

また、本区域は、主要幹線道路である国道 365 号が東西に、そして、一般県道郷野湖北線が南北に通過しており、平成 29 年3月に開通した小谷城スマートインターチェンジまで約 1.2km の距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

本区域を含む長浜市内には、複数の工業団地が整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。

市内の工場適地としては、平成 30 年度工場適地調査において 2 件報告されているが、用地面積の不足や土地売買価格の高止まり、本区域からの距離やアクセス、土地の現況等、どちらも企業のニーズを満たすものではない。

また、未造成の農工団地についても、公団混乱地域のため工場適地となり得ない。加えて、本区域には農業振興地域内農用地区域外農地も含め、工場敷地としてまとまった区画の遊休地が存在していないことから、本区域を含む長浜市内には、工場が立地可能な未利用地はない。

今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

### 【重点促進区域3】

本区域には、重点道の駅であるアグリパーク竜王があり、観光で町を訪れる方が立ち寄るスポットとなっているほか、周囲に広がる農地で栽培される農作物の直売所機能および果樹狩り体験の窓口となっているなど、観光振興のみならず農業振興にも寄与する町の重要な産業拠点施設である。

今後においては、本区域内で宿泊ができるようになることで、訪れる観光客の滞在時間が向上し、本区域を中心とした地域の人・モノ・金の流れが活発になり、更なる産業振興に寄与する事が見込まれる。

このため、本区域において周遊型観光から滞在型観光への転換を実現するため、重点促進地域に設定する。

本区域は、竜王町南部に位置し、近接する国道 477 号沿線には 60 ヘクタールに及ぶ果樹園が整備されている。中央自動車道西宮線竜王インターチェンジや大型商業施設から約 5km の距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

本区域を含む竜王町内には、複数の工業団地が整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。また、道の駅機能を拡充するための隣接した敷地(遊休地)ではなく、企業が求める条件を満たした宅地は存在しない。今後、遊休地等が確認され、これ

らの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(3)(重点促進市町村による)工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1)地域の特性及びその活用戦略

- ①滋賀県の加工組立型業種(はん用機械、電気機械、電子・デバイス等)、部材・素材関連業種(窯業・土石工業、化学工業等)および食料品製造等の産業集積と地理的条件を活かした成長ものづくり分野
- ②滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野
- ③滋賀県に集積する企業、大学、研究機関が保有する知見・技術を活かした環境・エネルギー分野
- ④滋賀県の情報人材を活かしたデジタル関連分野
- ⑤琵琶湖を中心とする自然や歴史遺産・文化資産等の観光資源を活かした観光・スポーツ分野
- ⑥交通の要衝としての滋賀県の地の利を活かした物流産業分野

### (2)選定の理由

- ①滋賀県の加工組立型業種(はん用機械、電気機械、電子・デバイス等)、部材・素材関連業種(窯業・土石工業、化学工業等)および食料品製造等の産業集積と地理的条件を活かした成長ものづくり分野

#### (選定の理由)

本県の製造品出荷額は7兆 8,032 億円で全国14位、付加価値額は2兆8, 032億円で全国11位の規模であり、1 事業所当たり純付加価値額は 2 億 6,578 万円で全国1位(令和3年経済センサー活動調査)と、本県の地域経済を支えている。

製造業の特性を業種別でみると、昭和 40 年代の高度経済成長期を通じて、近畿圏と中部圏、北陸圏の結節点という地理的優位性と広域交通基盤の整備による交通利便性を背景に、はん用機械器具、電気機械、電子部品・デバイス・電子回路等といった内陸型の加工組立型業種の企業が数多く立地しており、また、こうした加工組立型業種のモノづくりを支える部材・素材関連業種として、窯業・土石業、プラスチック製造業、化学工業などの企業も多く立地しているほか、本県の良質で豊富な水資源や農林水産物を活かした食料品製造業、化粧品製造業等も集積しているところである。

加えて、本県においては交通の要衝である地域特性を活かして近畿圏・中京圏・北陸圏のハブとなる拠点が形成されている。

滋賀県を代表する製造業種(産業中分類)

	産業分類	事業所数	製造品出荷額	
			(万円)	特化係数
加工組立型業種	はん用機械	168	69,615,065	2.42
	電子部品・デバイス・電子回路	78	46,563,860	1.27
	生産用機械器具	239	59,610,133	1.21
	電気機械	162	85,211,361	1.90
	輸送用機械器具	89	98,238,361	0.65
部材・素材関連	窯業・土石業	216	32,886,983	1.73
	化学工業	106	113,283,204	1.57
	プラスチック製品	256	64,835,638	2.05
	繊維工業	219	19,814,384	2.28
食料品		182	33,914,738	0.46
県内製造業総数		2,614	759,707,456	-

※特化係数…製造品出荷額における特化係数

全国の産業別構成比に対する滋賀県の産業別構成比の割合で、1に近いほど

全国水準に近く、1を超えると全国水準より比重が高いことを示す。

出典:令和3年経済センサスー活動調査

こうしたモノづくり分野における研究開発や新事業創出に意欲的な产学研官金の関係機関で構成する「しが新産業創造ネットワーク」や、滋賀の強みを活かした研究開発型モノづくりベンチャーの発掘・育成を行うとともに、これらが自立・継続的に進められるエコシステムの構築を目指す「滋賀テックプランター」等の取組を通じ、产学研官金が連携して、付加価値および生産性を高めつつその競争力の一層の強化等を図っていく。

## ②滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野

(選定の理由)

令和2年都道府県別生命表(厚生労働省作成)から本県の平均寿命をみると、男性は82.73年で全国第1位、女性は88.26年で全国第2位となっている。

こうした中で、県内には、滋賀医科大学をはじめ、生命科学部・薬学部・スポーツ健康科学部を有する立命館大学、長浜バイオ大学や龍谷大学、滋賀県立大学といった理工系学部を有する大学、びわこ成蹊スポーツ大学等の関連する大学の立地や、滋賀医科大学附属病院や県立総合病院等の高度先進医療機関があり、集積している医療・健康機器等の開発・生産に取り組む大手メーカーの工場や研究所とともに、自らの技術力を活かして新たに医療・健康分野に進出する中小企業の動きが活発化している。

また、甲賀・日野地域を中心とした医薬品は、本県の9大地場産業の一つであり、産地の生産額は、医療用の後発医薬品への参入をはじめ、一般用医薬品ではOEM生産や海外への新たな販路拡大を模索する動きもみられ、順調に伸びている。

令和3年薬事工業生産動態統計調査によると、滋賀県の医薬品生産金額は5,106億9,700万円で全国6位(全国シェア5.6%)、医薬部外品は289億2,100万円、医療機器生産金額は396億8,100万円で全国18位となっている。

こうした、企業集積を活かしながら、医療・健康・福祉・バイオ・食・スポーツ分野での製品等や新たなサービスの創出に向けた取組を加速させ、医療や健康寿命の延伸に資するヘルスケ

ア産業の振興を図っていく。

### ③滋賀県に集積する企業、大学、研究機関が保有する知見・技術を活かした環境・エネルギー一分野

(選定の理由)

滋賀県に位置する琵琶湖は、わが国最大にして世界でも有数の古代湖であり、近畿約1,450万人の暮らしや産業を支える水資源であるとともに、漁業、観光、農業、文化等様々な価値を育んできた。

本県の圏域のほとんどが琵琶湖の集水域であることから、排水や廃棄物が琵琶湖に大きく影響するため、富栄養化防止条例の制定をはじめ、県民による「石けん運動」、企業による自主的な厳しい排水基準を設定した工業排水対策、環境こだわり農業の推進による農業排水対策など、行政・県民・企業が一体となって琵琶湖の環境保全に取り組んできた。

このように高い環境意識を持つ県民、企業に支えられ、水環境の保全に限らず、生物多様性の確保、気候変動対応、環境負荷の軽減など様々な環境施策を推進している。

こうしたこともあり、立命館大学、龍谷大学、滋賀県立大学などの工学部や理工学部を有する大学では湖沼環境の保全を含めた環境に関する様々な研究が行われている。このほか、国立環境研究所「琵琶湖分室」や滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館などの研究機関や公益財団法人国際湖沼環境委員会や公益財団法人淡海環境保全財団などの関連団体など湖沼環境の保全に関する知見・技術を有する機関が集積している。

また、県内には産業系排水や生活排水を処理する装置や施設の設計・製造・施工を始め、環境関連部材の開発・製造、さらには水質を始めとする環境のモニタリングや分析、コンサルティング等の技術を有する企業が多数存在する。

こうした水環境に関する知見・技術の蓄積を活かし、产学研官連携によるネットワーク組織「しが水環境ビジネスフォーラム」を設立し、共同開発に向けたマッチングや具体的なビジネス実践の形成に取り組んでいる。

また、カーボンニュートラルの動きが世界的に活発化する中、エネルギー一分野の中でも特に注目度の高い蓄電池とそれに関する素材や部材の開発・生産に係る技術も多く集積している。

これらの環境・エネルギー関連の知見・技術を活かして、地球規模での環境やエネルギー問題の解決に貢献しながら、産業と環境が両立する「持続可能な社会の実現」につながる商品、サービス、技術の創出につながる環境・エネルギー産業の振興を図っていく。

### ④滋賀県の情報人材を活かしたデジタル関連分野

(選定の理由)

滋賀大学は、全国ではじめてとなるデータサイエンス学部を設置して以降、ビッグデータと言われる多種多様で膨大なデータを分析し、意思決定に生かす能力を備えた人材の育成を行っており、当該学部出身者は情報産業だけでなく製造業、金融業など様々な業種に就職してい

る。

また、データサイエンス教育研究センターでは、企業や自治体と連携し、データ分析に関する相談、助言、分析、共同研究等、多面的な角度から地域連携が行われてる。

さらに、令和4年4月には「データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター」を立ち上げ、データサイエンス・AIをテーマにした共同研究プロジェクトの推進や高度専門人材の育成・支援に取り組んでいる。

このほか、滋賀県立大学では、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」において、滋賀県の重要施策である環境、健康福祉、観光、工業における地域課題をICT技術で分析・研究により、課題解決に貢献するとともに、実践的なDX、ICT手法を身に着けた人材を育成している。

また、県内にはIoT関連製品のキーデバイスとなるセンサーヤアクチュエータ、ロボット等に関する大手メーカーの研究所や開発拠点が立地している。

滋賀県では、こうした大学や産業界における人材育成や研究開発の取組を活かし、関係者による多様な支援策の展開により、IoTを活用した新たなサービスや製品の創出とその事業化の促進を図りながら、情報通信事業者の県外からの進出促進に取り組むほか、令和5年度には、企業のデジタル技術開発支援のため、工業技術総合センターに「デジタル高速無線通信・EMCラボ」の整備を進めている。

また、公益財団法人滋賀県産業支援プラザでは、県内の中小製造業者が自ら継続的にDXを実施し、ビジネス環境の変化に柔軟に対応できるよう、DXスキル強化支援事業を実施し、県内事業者のDXの取組を推進している。

この他、滋賀県のICT環境を活かして、IoT等によって取得したデータを基に、新たな付加価値を生み出せるよう、ビッグデータやAIの利活用等により健康・医療、農業、公共サービス等の幅広い分野にも波及するデジタル関連におけるビジネスをさらに深化させていく。

## ⑤琵琶湖を中心とする自然や歴史遺産・文化資産等の観光資源を活かした観光・スポーツ分野

(選定の理由)

本県には戦国の舞台となった「安土城」や世界文化遺産「比叡山延暦寺」、「彦根城」などの神社仏閣や史跡が多く所在し、国指定の重要文化財(国宝含む)の指定件数は827件と全国第4位(出典:文化庁・令和4年5月1日現在))となっている。

また、令和4年には、千年以上にわたって受け継がれてきた琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業(琵琶湖システム)が、「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農業遺産に認定され、「近江湖南のサンヤレ踊り」と「近江のケンケト祭り長刀振り」を含む国指定重要無形民俗文化財「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、地域の風土、暮らしの中で育まれ、大事に守られてきた滋賀の文化は世界にも認められている。

加えて、中央にわが国最大の湖である琵琶湖を有し、周囲を1,000m級の山々に囲まれた自然環境に恵まれた地であることから、湖水浴や釣り、グランピングやキャンプ、登山やハイキン

グなどの自然体験型の観光需要も高くなっている。

特に琵琶湖とその周辺の観光地、景勝地を自転車を利用して周遊する「ビワイチ」は、滋賀の魅力向上させる観光資源であることから、令和4年4月に本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした「ビワイチ推進条例」を施行し、更なる「ビワイチ」の推進に取り組んでいる。

また、「びわ湖マラソン」や「朝日レガッタ」など、自治体や競技団体により開催されるスポーツ大会や滋賀レイクスターズをはじめとするプロスポーツチームが地域の活性化につながっており、2025年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会、2027年のワールドマスターズゲームズ 2027 関西といった大型スポーツイベントの開催においても、地域の活性化が強く意識されている。

滋賀の自然に触れ、滋賀に暮らす人々と出会い、交流することで、滋賀の自然の流れ、暮らしに息づく生活文化、営み、歴史、伝統などを、より深く体験・体感し、心のリズムを整えることができる新たなツーリズム「シガリズム」を、観光業者だけでなく、農林水産業や地場産業、環境・文化・スポーツの団体など、多くの関係者と連携して推進していくこととしている。

ビワイチをはじめとした滋賀県の魅力を深く体験・体感できる「シガリズム」の推進、プロスポーツや今後開催される大規模スポーツイベント、スポーツ施設等を活かした地域の活性化などにより人・モノ・資金・情報の活発な交流を生み出すことで、滋賀ならではの価値を創造し、観光・スポーツ産業の振興に取り組んでいく。

## ⑥交通の要衝としての地の利を活かした物流分野

(選定の理由)

本県は、近畿圏と中部圏、北陸圏の結節点であり、中央自動車道西宮線、近畿自動車道名古屋神戸線、北陸自動車道などの高速道路が通り、大阪港、神戸港、敦賀港、四日市港、名古屋港などの国際港湾や大阪国際空港、関西国際空港、中部国際空港などの国際空港が100km以内にあることから、それらに県内各地から2時間以内に移動することが可能である。

こうした優位性から、多くのモノづくりを行う事業者が進出し、同時にそれらの製品を運ぶ物流業が発達しており、本県の営業用普通自動車での輸送量 24,964 千トンのうち、最大積載量が 11 トン以上の車両での輸送量は 17,536 千トンと全体の 70% を占め、全国の 54% を大きく上回る状況であり、大型車両による輸送が活発に行われている。(出典:国土交通省自動車輸送統計年報令和3年度分)

また、普通倉庫所有面積は 1,164 m<sup>3</sup>(出典:国土交通省 倉庫統計季報令和4年度第1四半期)であり、近年は、「2024年問題」やカーボンニュートラルなどへの対応から、物流の効率化・集約化が進められていることから、本県においても、インターチェンジ付近など交通アクセスに恵まれた地点に物流倉庫を整備する動きが活発化している。

今後も物流施設の整備が見込まれることから、今後も、交通の要衝としての地の利を活かし、更なる活性化が見込まれる物流産業の振興に取り組んでいく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1)総論

これまで築き上げられてきた産業集積などの特性を活かして、成長モノづくり分野などの産業分野の更なる振興を図るため、事業者のニーズを的確に把握しながら、国や関係団体、大学、金融機関などと連携して、事業者が地域経済牽引事業を効果的に促進するための環境整備を図ることが必要である。

### (2)制度の整備に関する事項

#### ① 税の軽減措置

県および一部市町では、一定の要件を課したうえで、不動産取得税や固定資産税等に対する不均一課税または課税免除の措置を設けており、こうした措置の活用も促しつつ、当該事業の促進を図る。

#### ② 地方創生関係施策

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)等を活用し、成長ものづくり分野、医療・ヘルスケア分野、環境・エネルギー分野において、事業環境の整備や人材の確保・育成に向けた取組を行う予定。

### (3)情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、県では、推進に向けた府内の体制やデータ作成のルールづくりを進めるとともに、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査等にも留意して、保有する各種行政情報等を二次利用がしやすい形でオープンデータ化するとともに、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

### (4)事業者からの事業環境整備の提案への対応

滋賀県商工観光労働部産業立地推進室および県内市町担当部局が事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口となり、県および市町が連携して対応する。

### (5)その他の事業環境整備に関する事項

#### ① 産業用地の確保

県では、企業からの多様な用地ニーズへの対応するため、滋賀県商工観光労働部産業立地推進室に設置している「産業立地サポートセンター」において、市町や不動産事業者、金融機関等と連携し、遊休地や空工場などを含め、物件情報の収集し、マッチングを図るとともに、市町向け無利子貸付制度により、自ら産業用地開発に取り組む市町を支援する。

また、産業用地確保のため、地域未来投資促進法の土地利用調整制度の活用を検討される場合には、県および市町が連携して対応する。

#### ② 人材育成・確保支援

大学生の県内就職に向け、関係機関等と連携し、県内外での合同企業説明会の開催をはじ

め、産官学金労連携によるインターンシップの推進、県と県外大学によるUIJターン就職の促進に向けた協定の締結等に取り組んでおり、引き続き、若年人材の県内企業への就職の促進を図る。

また、滋賀県工業技術総合センターや県立高等技術専門校における企業における技術開発支援等のためのセミナーや講習会等の開催により、産業のニーズに合った人材育成を図る。

さらに、女性の活躍推進に向け、女性のための就労支援相談等のワンストップ窓口である「滋賀マザーズジョブステーション」において、女性のライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、滋賀県女性活躍推進企業認証制度を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業・団体を応援する。

このほか、これから滋賀や社会を支える価値創造力と専門性、実践力を兼ね備え、協働して挑む高度専門人材の育成を図るため、県立高等専門学校の令和10年度開校に向けた準備を着実に進める。

### ③ 事業承継

商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、公益財団法人滋賀県産業支援プラザでは、経営支援として、事業承継に関わる相談対応やセミナーの開催等に取り組んでいる。

滋賀県では、事業承継税制の認定等を行うとともに、制度融資において事業承継資金を融資対象としている。

今後、滋賀県事業引継ぎ支援センター、商工関係団体、金融機関等と緊密に連携を図りながら、中小企業者の事業承継の取組を積極的に推進する。

### ④ 技術支援

滋賀県工業技術総合センター等において、技術相談や技術情報の提供、研究交流、技術者の育成、試験分析機器の開放等、技術開発や技術の高度化に対する支援の充実・強化を図る。また、知的財産戦略に係る支援を行う。

さらに、創業や新事業の創出を促進するため、必要な情報の提供をはじめ、その立ち上がりから事業化・販路開拓に至るまでの一貫した取組に対し、産学官金が一体となり、成長段階に応じて多面的な支援を行う。

### ⑤ グリーントランステフォーメーションの促進支援

事業者に対し、中小企業の脱炭素化を転機と捉えた新たなチャレンジへの支援のほか、企業のCO<sub>2</sub>削減に資する技術開発について、県内をフィールドにした近未来技術等の社会実装に向けた実証実験への支援を行う。

また、中小企業団体中央会では、組合組織を通じたGXを推進し、小規模事業者等の生産性向上・人材確保・販路開拓等の経営課題の解決を支援しており、滋賀県産業支援プラザでは、中小企業における省エネ診断の実施から脱炭素化に向けた計画の策定、省エネ・再エネ設

備の導入等をワンストップで支援している。

#### ⑥ デジタルトランスフォーメーションの促進支援

滋賀県工業技術総合センターにおいては、AI を活用した製造現場の支援を行うため、AI 講習会の開催や個別相談による支援に取り組んでいる。

また、中小企業団体中央会では、組合組織を通じた DX を推進し、規模事業者等の生産性向上・人材確保・販路開拓等の経営課題の解決を支援しており、滋賀県産業支援プラザでは、経営改革や事業創出に向けたデジタル技術・データ活用を求める企業に対して専門家によるアドバイスや支援を行うとともに、DXの推進・継続を行うための人材育成のための事業を行っている。

#### (6)実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①税の減免措置	活用の促進	活用の促進	活用の促進
②デジタル田園都市国家構想交付金の活用	活用を検討	活用を検討	活用を検討
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
オープンデータ化の取組	取組の推進	取組の推進	取組の推進
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業環境整備への提案	随時受付、対応	随時受付、対応	随時受付、対応
【その他】			
①産業用地の確保	取組の推進	取組の推進	取組の推進
②人材育成・確保支援	人材育成・確保支援の推進	人材育成・確保支援の推進	人材育成・確保支援の推進
③事業承継	取組の推進	取組の推進	取組の推進
④技術支援	取組の推進	取組の推進	取組の推進
⑤グリーントランスフォーメーションの促進支援	取組の推進	取組の推進	取組の推進
⑥デジタルトランスフォーメーションの促進支援	取組の推進	取組の推進	取組の推進

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、公設試験研究機関や産業支援機関、県内に立地する各大学や金融機関等、関係機関との連携を図り、それぞれのリソースを最大限発揮して、効果的な支援が実施できるよう努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 滋賀県工業技術総合センターおよび滋賀県東北部工業技術センター

時代の流れに対応した企業の技術力の向上を図るため、滋賀県工業技術総合センターでは、電子、機械、有機無機材料、食品、デザイン、窯業など広範な分野の技術開発の推進、产学研官のコーディネートなど総合的な産業支援を行っている。

また、滋賀県東北部工業技術センターでは、繊維、化学、環境、機械・金属、デザインなどの広範な分野の技術開発の推進、技術人材の育成など総合的な産業支援を行っている。

いずれのセンターについても、企業への技術移転を前提とした応用研究や、企業の自主的な研究を支援するための試験分析機器やレンタルラボの提供を行っている。

#### ② 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ

公益財団法人滋賀県産業支援プラザは、中小企業等経営強化法に基づく中核的支援機関として、また、中小企業支援法に基づく県中小企業支援センターとして、行政機関や大学、経済団体、金融機関等との連携のもと、経営革新、販路拡大、創業・起業、新技術の活用支援等、企業の発展段階に応じた総合的かつ一体的な支援を行っている。

#### ③ 商工会議所、商工会

地域内における商工業の総合的な発展を目的とした組織で、中小企業を支援するために各種講演・講習会の開催や金融・財務・経理・労働・創業支援などの経営相談などを行っている。

#### ④ 中小企業団体中央会

中小企業・小規模事業者の発展に向けて企業連携を通じた支援を目的とする県域の連携組織支援機関であり、地域商店街や地場産業などが抱える販路拡大や新商品開発などの多種多様な経営課題に対して地域並びに業界単位での支援を行っている。

#### ⑤ ジエトロ滋賀貿易情報センター

日本と諸外国の双方向の貿易投資を総合的に促進することを目的として開設された海外貿易支援拠点として、貿易支援(貿易・投資相談、セミナー・勉強会の開催、情報発信等)や農産物等の輸出促進、外資系企業誘致に取り組んでいる。

#### ⑥ 公益社団法人びわこビジターズビューロー

滋賀県の観光物産振興の実践組織としてSNSやホームページ等を活用した情報発信をはじめ、国内誘客、インバウンド誘客、教育旅行誘客、コンベンション誘客、物産振興等に取り組み、観光・物産事業者や、行政、観光・物産協会等と連携した事業の展開や支援を行っている。

## ⑦ 滋賀県産業立地推進協議会

本県では、県および県内市町、地域金融機関、インフラ関連企業、地域経済団体等から構成する滋賀県産業立地推進協議会を設置し、県内市町その他の関係機関が一体となって、企業立地に関する情報の収集・提供および広報活動等を展開しているところである。本基本計画の推進に当たっては、それらの機関との連携を図り、効果的かつ効率的な取組の検討と実施に努める。

## ⑧ 滋賀発成長産業発掘・育成コンソーシアム

本県では、滋賀大学、滋賀医科大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学、立命館大学、龍谷大学の県内に立地する6大学、株式会社滋賀銀行と株式会社関西みらい銀行の金融機関、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ、株式会社リバネスおよび滋賀県で滋賀発成長産業発掘・育成コンソーシアムを組織し、それぞれが有する知的資源及び経営資源を有効に活用し、相互に連携して協働することにより本県の強みを活かした滋賀発成長産業の発掘・育成や次世代イノベーション人材の育成等に取り組んでいる。

# 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

## (1)環境の保全

本県では、「滋賀県環境基本条例」に基づき、滋賀県環境総合計画を策定し、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標に掲げ、県民、事業者、行政等の連携、協力のもと、環境保全に向けた実践的行動を進めていくとしており、2R(リデュース、リユース)により重点を置いた3Rの推進による廃棄物の排出抑制や気候変動に対応するための温室効果ガス排出抑制などに取り組んでいる。

中でも、本県は、日本最大の湖であり近畿約1,450万人の重要な水資源である琵琶湖を有していることから「滋賀県公害防止条例」において排水基準の規制強化や、「琵琶湖森林づくり条例」等による琵琶湖に流れ込む水源地の保全を行っており、事業者に対して、これらの規制等の遵守を求めている。

こうしたことから、新規開発を行う場合は周辺土地利用状況に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮する。また、関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて事業者ならびに行政が連携して地域の住民への理解を求めていくものとする。

また、本区域には、国定公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する自然公園、その他環境保全上重要な地域(環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地)が含まれている。これらに該当する区域での整備を行う場合は、多様な野生動植物の生息、生育に十分配慮し、希少な野生生物植物が確認され、直接的あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴く等して、関係法令に基づき、自然環境に影響を与えないよう十分に配慮して行う。

## (2)安全な住民生活の保全

犯罪のない安全で安心できる地域社会を実現する上では、地域の自主防犯機能の強化を

図ることが重要であることから、県および県内市町は、警察との連携を図りながら、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき、行政、県民および事業者等が相互の連携の下に地域の安全を守るための活動の展開に向けた取組を進める。

### (3)その他

#### ①PDCA体制の整備等

毎年度、県および各市町が連携し、関係団体等の意見を聴きながら、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関し、その進捗状況の把握、分析を行う。結果については、ホームページ等で公表するとともに、事業環境の整備に必要となる施策の構築や、基本計画の見直し等に活用することとする。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1)総論

重点促進区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域で地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、当該地域では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている農地がある。

#### 【重点促進区域1】

##### (農地)

北之庄町 920-2、北之庄町 920-6、北之庄町 924、北之庄町 924-1、北之庄町 924-2、北之庄町 927-1、多賀町 370-1、多賀町 371-1、多賀町 375-1、多賀町 377-1、多賀町 392-1、多賀町 393-1、多賀町 394-1、多賀町 395-1、多賀町 396-1、多賀町 397-1、多賀町 398-4、多賀町 399-1

##### (農地・農用地区域)

北之庄町 1710、北之庄町 1711、北之庄町 1712、北之庄町 1714、北之庄町 1716、北之庄町 1717、北之庄町 1718、北之庄町 1719、北之庄町 1720、北之庄町 1721、北之庄町 1722、北之庄町 1725、北之庄町 1726、北之庄町 1732、北之庄町 1733、北之庄町 1734、北之庄町 1735、北之庄町 1736、多賀町 770、多賀町 771、多賀町 772、多賀町 773、多賀町 774、多賀町 775、多賀町 776、多賀町 778、多賀町 779、多賀町 780、781、多賀町 782、多賀町 783、多賀町 784、多賀町 785、多賀町 786、多賀町 787、多賀町 788、多賀町 789、多賀町 790、多賀町 792-3、多賀町 793、多賀町 794、多賀町 795、多賀町 795-1、多賀町 796、多賀町 797、多賀町 798、多賀町 799、多賀町 800、多賀町 801、多賀町 802、多賀町 803、多賀町 804、多賀町 805、多賀町 806、多賀町 807、多賀町 808、多賀町 809、多賀町 810、多賀町 811、多賀町 812-1、多賀町 812-2、多賀町 813、多賀町 814、多賀町 815、多賀町 816、多賀町 863、多賀町 864、多賀町

865、多賀町 866、多賀町 867、多賀町 875、多賀町 876、多賀町 877、多賀町 878、多賀町 879、多賀町 880、多賀町 881、多賀町 882、多賀町 883、多賀町 884、多賀町 963-1、多賀町 964、多賀町 965、多賀町 966、多賀町 967、多賀町 968、多賀町 969、多賀町 970、多賀町 971、多賀町 972-1、多賀町 972-2、多賀町 972-3、多賀町 974、多賀町 974-1、多賀町 975、多賀町 976、多賀町 977、多賀町 978、多賀町 979、多賀町 979-1、多賀町 980、多賀町 981、多賀町 982、多賀町 985

#### 【重点促進区域2】

(農地)

湖北町伊部 12-1、伊部 13、伊部 13-1、伊部 14-1、伊部 14-3、伊部 14-4、伊部 15-3、伊部 232-2、伊部 232-4、伊部 572-1、伊部 572-4、伊部 581、伊部 591、伊部 591-1、伊部 592、伊部 595、伊部 595-1、伊部 596、伊部 628、伊部 629-2、伊部 630、伊部 631

(農地・農用地区域)

湖北町伊部 321-1、伊部 650、伊部 651、伊部 652、伊部 653、伊部 657、伊部 658、伊部 659、伊部 662、伊部 665、伊部 666、伊部 669、伊部 670、伊部 671、伊部 676、伊部 680、伊部 682、伊部 683、伊部 684、伊部 685、伊部 686、伊部 689、伊部 690、伊部 691、伊部 694、伊部 695、伊部 702、伊部 704、伊部 706、伊部 707、伊部 711、伊部 712、伊部 713、伊部 714、伊部 715、伊部 716、伊部 717、伊部 719、伊部 720、伊部 721、伊部 722、伊部 723、伊部 727-1、伊部 728、伊部 729、伊部 730、伊部 731、伊部 736、伊部 739、伊部 740、伊部 741、伊部 742、伊部 745、伊部 746、伊部 747、伊部 749、伊部 750、伊部 751、伊部 752、伊部 753、伊部 754、伊部 757-2、伊部 758、伊部 759-1、伊部 759-2、伊部 760、伊部 761、伊部 762、伊部 774、伊部 778、伊部 779、伊部 780、伊部 781、伊部 782、伊部 783、伊部 794、伊部 795、伊部 796、伊部 797、伊部 799、伊部 800、伊部 801、伊部 805-1、伊部 805-3、伊部 806-1、伊部 807-1、伊部 808-1、伊部 809-1、伊部 810-1、伊部 811-1、伊部 813、伊部 814-1、伊部 815-1、伊部 816-1、伊部 817-1、伊部 818-1、伊部 822、伊部 826、伊部 827、伊部 828、伊部 829、伊部 830、伊部 833-1、伊部 834-1、伊部 835-1、伊部 836-1、伊部 837-1、伊部 838-1、伊部 840、伊部 841、伊部 842、伊部 843、伊部 844-1、伊部 844-2、伊部 844-3、伊部 844-4、伊部 844-6、伊部 847、伊部 848、伊部 853、伊部 854、伊部 855、伊部 861、伊部 862、伊部 863、伊部 867、伊部 868

#### 【重点促進区域3】

(農地・農用地区域)

竜王町大字山之上 6529、山之上 6530、山之上 6537、山之上 6538、山之上 6539、山之上 6540、山之上 6541、山之上 6542、山之上 6543、山之上 6544、山之上 6545、山

之上 6559、山之上 6560、山之上 6561、山之上 6562、山之上 6563、山之上 6564、山之上 6565、山之上 6566、山之上 6567、山之上 6568、山之上 6569、山之上 6570、山之上 6571、山之上 6572、山之上 6573、山之上 6574、山之上 6575、山之上 6576、山之上 6577、山之上 6578

(地区内における公共設備整備の状況)

#### 【重点促進区域1】

本区域内は、近江八幡市にある八幡学区の北東に位置し、近接する主要地方道大津守山近江八幡線を境として、西側は住宅地や商業施設等の市街化区域、東側は県道沿いを除けば田園地帯となっている。南北方向に国道8号へ直結する主要地方道大津守山近江八幡線が整備されていることから中央自動車道西宮線竜王インターチェンジ等へのアクセスが容易であり、近隣都市圏の大坂までは約1時間30分、名古屋までは約1時間40分の所要時間で移動可能である。交通環境に恵まれた地域であることから、運送上の効率性の向上とコスト削減が期待される。

また、本区域内に住宅地を含むことから、電気・上水道のインフラは整備済であり、汚水処理については、公共下水若しくは浄化槽の整備が進んでいるため、新たに大規模な公共設備整備を実施する必要は無い。工業用水や都市ガス等のインフラは未整備であるが、家庭用・事業所用の上水道および下水道は隣接道路まで敷設済で、接続工事等の公共施設整備は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。

加えて、学校、保育園、幼稚園、コミュニティセンター等の公共施設も整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

#### 【重点促進区域2】

本区域は、主要幹線道路である国道365号が東西に、そして、一般県道郷野湖北線が南北に通過しており、平成29年3月に開通した小谷城スマートインターチェンジまで約1.2kmの距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

その土地利用については、既に企業が立地している地域産業誘導地区(産業用地)以外のほとんどが、小谷南地区の県営経営体育成基盤整備事業の受益区域(水田)であり、農用地区域に指定されている。

本区域内の地域産業誘導地区には、地域雇用の受け皿として産業誘導を図り、昭和46年にゴム製品製造業の企業が立地し、現在まで約48年間操業を続けている。そのため、電気や上水道等のインフラは整備済みであり、汚水処理についても、公共下水の整備が済んでいるため、新たに大規模な公共設備整備を実施する必要はない。

#### 【重点促進区域3】

本区域は、竜王町南部に位置し、近接する国道477号沿線には60ヘクタールに及ぶ果樹

園が整備されている。中央自動車道西宮線竜王インターチェンジや大型商業施設から約 5km の距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

本区域内には、「重点道の駅」に選定された道の駅アグリパーク竜王が立地しており、電気・上水道・下水道のインフラは整備済みであり、今後新たに大規模な公共設備整備を実施する必要は無い。

(他計画との調和等)

#### 【重点促進区域1】

本区域の状況については、国道8号への幹線道路となる主要地方道が南北方向に整備されており、また、当該道路の西側は市街化区域のため住宅地や学校等が立ち並んでいるほか、東側の道路沿いは住宅地や産業施設等へのにじみ出し的な開発が見られる。

このため、市街化区域に近接した農用地区域内の農地については、国土利用計画上、非農業的土地利用との調整により産業用地や宅地等への転換を検討することが必要となっている。

また、幹線道路に近接した土地利用について、近江八幡市の都市計画マスタープランには「本市の活性化のために新たな産業形成が必要であり、その産業用地の確保と整備を図る必要があり、特に幹線道路沿道において地区計画の運用について検討し実現を図る。」、「主要幹線道路沿道の土地利用については、住宅を含めた街なみ形成はもとより、産業振興を図るために土地利用の実現を図る。」と方向性が示されている。

近江八幡農業振興地域整備計画書には、「安土地域との幹線道路が走り、中心市街地に隣接する中部および近江鉄道や蛇砂川により区画形状に制限を受ける南部の農地については、非農業的土地利用との整合を図りつつ、老朽化した施設の更新整備とあわせて、優良農地の保全に努めていく。」「農業従事者のうち、他産業就業者の約9割が恒常的勤務・自営兼業と安定した就業状態にある。一方、日雇い、臨時雇用も比較的多く、今後、日雇い、臨時雇用者の安定的な就業の場を確保していく。」と記載されている。

そのため、当該重点促進区域における地域の経済発展につながる地域経済牽引事業については、基本方針および基本計画、近江八幡市第 1 次総合計画等に則り、関係部局と計画的な土地利用を進めることで「農業振興地域整備計画」との調和を図っていく。

重要文化的景観選定区域に隣接する部分の土地利用については、基本方針および基本計画に則り、関係部局と丁寧な調整を行うことで、「文化的景観保存計画」および「景観農業振興地域整備計画」との調和を図っていく。

#### 【重点促進区域2】

長浜市国土利用計画において、本区域は「田園共生地域」の「都市交流ゾーン」として位置づけられており、南北に通過する広域連携軸を中心として、産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図るとされている。

また、長浜市都市計画マスタープランにおいて、本区域は、「田園居住ゾーン」および「森林ゾ

ーン」に位置づけられている。「田園居住ゾーン」では、「都市計画区域の変更に伴う土地利用規制の急激な緩和に対応し、農地および集落地を無秩序な開発から守り、地域の実情に応じた適切な土地利用を誘導するため、特定用途制限地域を指定することとします。また、周辺に大きな影響を及ぼす開発については、事業者に対して良好な住環境を守るための方策を講じるよう、指導に努めます。」と記載されている。

さらに、長浜農業振興地域整備計画書において、農業従事者の安定的な就業の促進の目標として、農業従事者の安定的な就業機会のさらなる拡充のため、新たな産業振興策を実施または検討するとされている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、就業先の確保を図りつつ、関係部局等と計画的な土地利用を進めることにより他計画との調和を図っていく。

### 【重点促進区域3】

竜王町総合計画において、本区域は「まちづくりの“拠点”」の「観光・レクリエーション拠点」のひとつとして位置づけられている。

また、竜王町国土利用計画において、本区域は「道の駅アグリパークや周辺地域における機能の拡充により、地域産業の活性化を促し、農業の魅力向上と観光との連携を推進します。」と記載されている。

さらに、竜王町都市計画マスタープランにおいて、「将来都市構造の基本方針」として本区域は、「民間活力の導入により既存の観光・交流機能を拡充し、滞在時間の延長、地域産業との連携促進による地域経済の活性化を図ります。」と記載されている。

あわせて、本区域を含む山之上農林公園については、竜王農業振興地域整備計画書において、基盤整備と併行して高生産性農業用機械・施設、農畜産物処理加工施設、直売所(産地形成促進施設)等の近代化施設の整備を図ってきた。今後、より一層都市と農村の交流の場として、より付加価値の高い「山之上農林公園」を目指していく。」と記載されている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、関係部局等と調整を図りながら計画的な土地利用を進める。

### (地域内の遊休地等の状況等)

### 【重点促進区域1】

多賀町および北之庄町を含む近江八幡市内に、工場が立地可能な工業団地や遊休地はなく、企業の求める条件を満たした宅地は存在しない(平成30年度工場適地調査)。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

### 【重点促進区域2】

本区域を含む長浜市内には、びわ川道工業団地が平成4年、東上坂工業団地が平成8年、

びわ細江工業団地が平成9年、長浜サイエンスパークが平成14年に整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。

また、市内の工場適地として、平成30年度工場適地調査において「西上坂」と「相撲庭」が報告されているが、「西上坂」は、工場や田畠、住宅等が疎らに点在しており、企業が求めるまとまった面積の用地がない。加えて、土地の売買価格が過去に高騰し高止まりした地域であり、これまでから土地の流動性が極めて低い。「相撲庭」は、本区域から離れており、既存企業の用地以外は山林(私有林)がほとんどであり、どちらも企業のニーズを満たすものではない。

他にも、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づく産業導入地区として「河毛」(未造成の農工団地)があるが、当該地は公図混乱地域のため土地売買が困難で、工場適地となり得ない。

さらに、本区域には農業振興地域内農用地区域外農地も含め、工場敷地としてまとまった区画の遊休地は存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

### 【重点促進区域3】

本区域を含む竜王町内には、滋賀山面工業団地が平成13年、滋賀竜王工業団地が平成28年に整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。その他にも、道の駅機能を拡充するための隣接した敷地(遊休地)はなく、企業が求める条件を満たした宅地は存在しない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

#### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、あるいは立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

##### ① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとし、関係市町及び滋賀県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

##### ② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には集団的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。やむを得ず

集団的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、周辺農地の営農環境に支障がなく、かつ、高性能農業機械の営農に支障を及ぼすおそれがない縁辺部の農地を設定することとし、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、関係市町および滋賀県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

また、重点促進区域内において、今後、農業用排水施設の更新事業が実施される場合でも、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、関係市町および滋賀県の農政部局や担当部局と調整することとする。

### ③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5(1)地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

### ④ 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、ほ場整備事業の実施は完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

### ⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点実施区域内の農地以外での開発を優先することとする。

## (3)市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

### 【重点促進区域1】

本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

### 【重点促進区域2】

本区域は、非線引き都市計画区域にあり、市街化調整区域における土地利用の調整は不要である。

**【重点促進区域3】**

本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

**10 計画期間**

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく滋賀県全域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。